

議案第63号

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市ひとり親家庭等医療費支給条例（平成4年条例第16号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「控除対象配偶者」を「同一生計配偶者」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項第1号の規定は、平成31年7月以後の第5条第1項の規定による申請について適用し、同年6月以前の同項の規定による申請については、なお従前の例による。

平成29年11月29日提出

狭山市長 小谷野 剛

提案理由

所得税法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。